

# 総務委員会記録

令和7年12月22日開催

- 1 日 時 令和7年12月22日(月) 9:58~10:41
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 橋本委員長 大橋副委員長  
平山委員 湯浅委員 大山委員 喜多委員  
広浦委員 陶久委員 梶原委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 議 長 幸坂議長
- 6 傍聴議員 久米議員 佐々木議員 藤本議員 渡部友子議員  
渡邊芳彦議員 橘議員 佐古議員
- 7 出席理事者 岩佐市長 西田副市長 平井副市長 東條政策監  
篠原政策監 幸泉企画部長 荒井総務部長  
川端危機管理部長 東会計管理者 小西消防長  
田中消防次長 小杉消防署長  
横手秘書広報課長 兼任人事課長  
七條企画政策課長 田中DX推進課長 長谷総務課長  
石山財政課長 日下税務課長 川田危機管理課長  
吉積会計課長 栗本警防課長 武田予防課長  
六浦情報管制課長 高田第三消防課長  
田上選挙管理委員会事務局長 森口監査事務局長 他
- 8 事務局 佐坂議会事務局長 田上議事課長 平瀬課長補佐  
福岡係長
- 9 傍聴者 2名
- 10 記者席 1名

## 【 会議の概要 】

開 会 9 : 5 8

橋本委員長 おはようございます。今日は総務委員会ということで、委員の皆さん全員と、理事者の皆さんの御出席をいただきましたこと、感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。今回の改選に伴いまして、委員長の任に当たります橋本幸子と申します。副委員長の御紹介をいたします。

大橋副委員長 おはようございます。この度、総務委員会副委員長を拝命いたしました大橋祥太と申します。どうぞよろしく願いいたします。

橋本委員長 兩名、微力ではございますけれども、この1年間務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

私のほうから御挨拶をさせていただく中で、大変恐縮ですけれども、スムーズに議事運営をさせていただくため、お諮りしたいことが1点ございます。それは、今回のこの総務委員会の予算議案の審査におきまして、議案質疑のときに、皆様方、御答弁をなさる担当課の方は挙手をされて、所属と氏名の発言をお願いしたいと思います。これにはまず、委員の皆さんにお諮りをさせていただきます。今、私が申しました議事運営をさせていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

橋本委員長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきたいと思っております。御答弁をいただく理事者の皆さんには、御協力をどうぞよろしく願いいたします。

それでは、市長から御挨拶をいただきます。岩佐市長。

岩佐 市長 おはようございます。本日は総務委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。また、今議会におきまして新たに選任されました橋本委員長、大橋副委員長はじめ、各委員の皆様におかれましては、どうか十分な御審議を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

さて、本委員会に提案させていただきます案件につきましては、条例の一部改正案2件、令和7年度一般会計補正予算案2件、字の区域の変更についての計5件でございます。詳細につきましては関係課長から御説明を申し上げます。以上、御提案申し上げました案件につきまして、御審議の上、御承認を賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

橋本委員長 ありがとうございます。

それでは、本委員会の審査案件は、付託をされました市長提案議案5件と請願1件であります。それでは審査に入ります。

---

#### 第4号議案 阿南市火災予防条例の一部改正について

---

橋本委員長 初めに『第4号議案 阿南市火災予防条例の一部改正について』を議題といたします。理事者の説明を求めます。武田予防課長。

#### 【理事者説明 武田 予防課長】

橋本委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。広浦委員。

広浦 委員 市長が注意報を発することができるかとあるんですけども、何に基づいて注意報を発令するんでしょうか。

橋本委員長 御答弁いただけますか。武田予防課長。

武田 課長 火災予防条例第29条の2に基づいて発令することとなります。以上、答弁いたします。

橋本委員長 よろしいですか。  
ほかに質疑ありませんか。広浦委員。

広浦 委員 今のところなんですけど、例えば国から何とか警報みたいなのが県に来て、その県が、それを受けて何か各市町村へ発令して、それで市長が発令とか、そういう流れなんですか。それとも市長が独断で何か、近頃の乾燥具合とかを見て、市長が独断で出すものなんですか。イメージができないんですけど。

橋本委員長 武田予防課長。

武田 課長 発令基準については、通知文どおりの発令指標に基づいて発令することになります。林野火災注意報の発令及び解除については、まずは、発令は当面の間、消防において気象台が発表する気象概況の通報から、通知文にあります発令指標に該当することと、乾燥注意報の発令を確認したのち、防災無線を通じて発令することとなります。以上、御答弁いたします。

橋本委員長 広浦委員。

広浦 委員 何かしらの指標があるということで、それに基づいて発令、解除が行われるということと受け止めます。間違えてたら、また後で御指摘ください。  
あと、もう1点、林野火災等々の予防なんですけれども、火の使用の制限の対象となる区域を指定することができるかとあります。しかしながら、農業であったりとか、林業に関する野焼きというのは法律でも例外として認められているという認識なんですけれども、この条例ができる、もうそういった例外も含めて、その指定された区域は、もう焼いてはいけないということなんですか。

橋本委員長 武田予防課長。

武田 課長 まず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2において、原則として屋外における燃焼行為、焼却物の焼却は禁止であります。当該禁止の中で、例外としていわれる農業、林業、または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却は認められております。具体例としては、消火準備を整えた上での農業従事者が行う稲わら等の焼却、林業従事者が行う伐採した枝等の焼却、森林法第21条にあります火入れ作業に限られており、廃棄ビニールや併せての家庭ごみの焼却は含まれておりません。

重要なポイントとしては、例外行為であっても、火災危険の恐れのある場合、認められる場合、または社会生活への悪影響を及ぼす場合は指導対象となる可能性がございます。以上、答弁いたします。

橋本委員長 広浦委員。

広浦 委員 例外として認められてはいるけれども、この条例が発令されるとそれは認められなくなるというようなことかなと思いました。

届け出を出してくださいみたいな用紙、紙もあったと思うんですけども、野焼きであったりとか、するのであれば消防本部に提出をお願いしますというような紙があるんですけども、それを出した、受け取りました、分かりました、そのあとに、例えばこの注意報が発令されましたってなった場合は、その届け出を出した人に対しての通知などもしていくというようなことなんでしょうか。で、やめてくださいというようなことなんでしょうか。

橋本委員長 武田予防課長。

武田 課長 林野火災注意報にあつては努力義務となります。林野火災警報では、市民は義務となります。個別に、初めのうちに届け出を出していただける方については、警報になった時点で中止を通知いたします。また、現場巡回等で白煙等を見つけた場合には中止していただくこととなります。前もって届出されている方にも、警報が発令した時点で一時中止をお伝えすることとなります。以上、答弁とさせていただきます。

橋本委員長 広浦委員。

広浦 委員 ありがとうございます。注意報は努力義務というところで、非常にグレーかなとは思いました。けれども、またそのあたりの周知も、福井、結構野焼きがあつて、山のほうからいろいろ煙が上がっているので、その辺のアバウトなところの周知も必要なかなと思いました。以上です。

橋本委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

橋本委員長　それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
これより、第4号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

橋本委員長　御異議なしと認めます。よって、『第4号議案 阿南市火災予防条例の一部改正について』は原案のとおり可決されました。

---

質 疑 終 了 ・ 採 決  
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

---

---

第5号議案 令和7年度阿南市一般会計補正予算（第3号）について

---

橋本委員長　次に『第5号議案 令和7年度阿南市一般会計補正予算（第3号）について』のうち、本委員会に関する部分を議題といたします。第5号議案は全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。大山委員。

大山 委員　一般会計補正予算関連で、12款、1項、1目及び2目の公債費について、今回の補正について分かりやすく説明いただけませんか。

石山 課長　委員長、財政課長、石山です。

橋本委員長　石山課長。

石山 課長　財政課長、石山でございます。御頂戴しました御質問の公債費の長期債元金償還金と長期債の利子の補正につきまして、説明をさせていただきます。

こちらは平成26年度に発行いたしました政府系の資金の市債7本にかかるものでございまして、これらにつきましては10年目に利率の見直しが行われることとなっており、調整する必要が生じてまいりました。これら、利率見直しの対象となった市債は元利均等償還方式による借り入れで、金利の上昇によりまして、償還総額に占める元金償還の割合が減少したことから、1目の元金で571万7,000円を減額。その一方で、利子の割合が増加致しましたため、2目の利子で1,303万5,000円を増額いたしまして、適切な償還を行うものでございます。以上、御答弁いたします。

橋本委員長　大山委員。

大山 委員　すみません、ありがとうございます。  
補正の対象となった市債がどのように事業に充てたものか分かる範囲で

お示しいただけますでしょうか。

橋本委員長 石山課長。

石山 課長 御質問のこれらの市債がどのようなものに充てられたかというお尋ねですけれども、先ほど申し上げましたように、平成26年度に発行したものでありまして、この市債を充てた事業につきましては、主なものとして、この庁舎建設事業、新庁舎の建設事業をはじめまして、阿南中学校校舎の建設事業、津乃峰地区、また、ゆたか野地区の防災公園の整備事業、また、春日野団地の建設事業などの資金として借入れを実行したものでございます。以上、御答弁いたします。

橋本委員長 大山委員。

大山 委員 ありがとうございます。

橋本委員長 他に質疑ございませんか。広浦委員。

広浦 委員 もう一遍、重複なんですけど、この571万7,000円っていうのは、今のページの今のところなんですけども、これは、もう完全に償還したということなんですか。

橋本委員長 石山財政課長。

石山 課長 お尋ねの件でございますが、元金の部分につきましては減額をさせていただきました。先ほど御説明いたしましたとおり、これら、対象7債につきましては元利均等償還方式による借入れでございますので、償還の総額のフレームの内、元金部分と利子の部分の変動しましたため、総額の全体のフレームの利子と元金を調整させていただくもので、償還が完了したものではありません。

橋本委員長 よろしいですか。広浦委員。

広浦 委員 僕、飲み込みが悪いのですが、今年返す分の元金をちょっと減らしたということなんですか。例えば100万返す予定だったけど80万の返済にしてくださいみたいな、そういうことなんですか。

橋本委員長 石山財政課長。

石山 課長 広浦委員のお尋ねのとおりでございます。今年の償還につきまして、利率の見直しがございましたので、利子の増加に伴いまして、元金のほうが減少したという仕組みになってございます。以上、お答えとします。

橋本委員長 広浦委員。

広浦 委員 ありがとうございます。

橋本委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

橋本委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
これより、第5号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

橋本委員長 御異議なしと認めます。よって、『第5号議案 令和7年度阿南市一般会計補正予算(第3号)について』のうち、本委員会に係る部分は原案のとおり可決されました。

---

質 疑 終 了 ・ 採 決  
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

---

---

第26号議案 字の区域の変更について

---

橋本委員長 次に『第26号議案 字の区域の変更について』を議題といたします。  
理事者の説明を求めます。七條企画政策課長。

【理事者説明 七條 企画政策課長】

橋本委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

橋本委員長 それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
これより、第26号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

橋本委員長 御異議なしと認めます。よって、『第26号議案 字の区域の変更について』は原案のとおり可決されました。

---

質 疑 終 了 ・ 採 決  
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

---

---

第28号議案 阿南市職員の給与に関する条例等の一部改正について

---

第29号議案 令和7年度阿南市一般会計補正予算（第4号）について（関係部分）

---

橋本委員長 次に『第28号議案 阿南市職員の給与に関する条例等の一部改正について』及び『第29号議案 令和7年度阿南市一般会計補正予算（第4号）について』のうち、本委員会に関係する部分を一括して議題といたします。第28号議案及び第29号議案につきましては全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。

橋本委員長 ただ今、佐古議員から委員外議員としての発言したい旨の申し出がありました。委員でない議員から発言の申し出があった場合には委員会においてその可否を決めることになっております。  
お諮りいたします。佐古議員の発言を許可することに御異議ございませんか。湯浅委員。

湯浅 委員 今、採決を取ろうとしておりますが、言いたい内容が分かりませんので確認をお願いします。

橋本委員長 これは、決めたとおりに、質問の権利があるんですから何を言おうとかんまんですけど。  
佐古委員のほうに説明を求めてほしいという委員からの要望がございました。  
小休いたします。

---

小 休 10:23～10:26

---

橋本委員長 小休前に引き続き、会議を再開いたします。  
先ほど、委員のほうから佐古議員がどのような形で質問というか、内容を知りたいという御意見がございました。小休中にお伺いしました。第28号議案に関しまして、一般職と特別職との報酬改定について、議案を分けていただきたい、分けて提出をしていただきたいというふうな要旨の発言がございました。そこで、委員の皆さんにお伺いいたします。この発言の可否、よろしいでしょうか。委員の皆さん、発言を許可することに、いかがでしょうか。湯浅委員。

湯浅 委員 この内容については、私は、今のこの委員会の中ですべきものではないと思います。

橋本委員長 喜多委員。

喜多 委員 私は発言許可していただきたいなと思います。

橋本委員長 許可していただきたい、許可しない。  
異議ありという御意見がございますので、挙手採決をいたします。あらかじめ申し上げます。挙手しない委員は反対と見なしますので。  
佐古議員の発言を許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 少数 )

橋本委員長 挙手少数でありますので、今回は佐古議員の発言を許可することは否決をされました。以上です。  
ということで、皆さんには質疑ございませんか、28号議案。広浦委員。

広浦 委員 これ、市長と副市長と教育長、確か、給与を今、削減されてたと思うんですけども、それはどうなるんでしょうか。

橋本委員長 ただ今の質問の内容は。

広浦 委員 補足します。これって、市長、副市長らは別に関係のないやつなんですかね。

橋本委員長 兼任人事課長、どうぞ。

兼任 課長 御質問に対してお答えいたします。  
特別職の給与条例に関しましては、市長、副市長、教育長、政策監が該当しております。また、今現在、給与カットがなされておりますが、期末手当の影響があるのかという質問でございますが、この部分につきましては、期末手当の額を算出する場合には適用しないと規定されているため、期末手当の額に影響はございません。以上、お答えとさせていただきます。

橋本委員長 よろしいですか。

広浦 委員 分かりました。

橋本委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

橋本委員長 質疑なしと認めます。以上で28号議案、29号議案の質疑を終結いたします。

これより、第28号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

橋本委員長 御異議なしと認めます。よって、『第28号議案 阿南市職員の給与に関する条例等の一部改正について』は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決  
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

---

橋本委員長 次に第29号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

橋本委員長 御異議なしと認めます。よって、『第29号議案 令和7年度阿南市一般会計補正予算(第4号)について』のうち、本委員会に係る部分は原案のとおり可決されました。

---

質 疑 終 了 ・ 採 決  
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

---

請願第3号 日本国章損壊罪の早期制定を求める意見書の提出を求める請願

---

橋本委員長 次に請願の審査に入ります。『請願第3号 日本国章損壊罪の早期制定を求める意見書の提出を求める請願』を議題といたします。まず、紹介議員、梶原議員より資料の配布の要請がございますので、事務局が配布いたします。どうぞ。

お手元に資料届きましたでしょうか。まず、事務局に要旨の朗読をいたさせます。事務局、お願いします。

【事務局 朗読】

橋本委員長 ありがとうございます。本請願に対する理事者の見解を伺います。七條企画政策課長。

七條 課長 企画政策課、七條です。日本国国章損壊罪の早期制定を求める意見書の提出を求める請願について見解を申し上げます。

本市は、国旗及び国家に関する法律の趣旨を厳粛に受け止め、国旗を国の象徴として、その尊厳が損なわれないよう、これまでも各種式典等において適正な取扱いを徹底してまいりました。

今後におきましても、この認識の下、厳正な管理及び運用を継続してまいる所存です。

一方、日本国国章損壊罪の制定につきましては、刑罰法規の立案及び改正が国会及び国の所管事項であることに鑑み、その必要性や内容の当否については、国において専門的かつ総合的な見地から検討されるべき性質のものと認識しております。

したがいまして、本市といたしましては、日本国旗、国章の尊厳と適正な取扱いは極めて重要であるとの認識を堅持しつつも、地方自治体として現時点で特定の結論を示すことは差し控え、今後の国会及び関係機関における議論の推移を慎重に注視してまいります。

以上、理事者の見解といたします。

橋本委員長 ありがとうございます。

これより、本請願につきまして、委員の皆様から御意見をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。湯浅委員。

湯浅 委員 今、理事者のほうの見解もございましたけれども、私といたしましても、今後の国の動向も踏まえながら、現時点でこの意見書を出すというのではなく、情勢を見守りながら継続すべき事案でないかというふうに思います。

橋本委員長 梶原委員。

梶原 委員 参政党、梶原と申します。今回、自民党と日本維新の会で同様の法案が通常国会に提出されて、参政党も加えて法案が通る可能性があるのに、この時期にこだわる必要はないという声もいただいております。ですが、国会で確実に審議される保障というのはありません。高市総理の支持率はかなり高く、いつ解散総選挙があってもおかしくないという状況が続いております。解散になれば法案は全て廃案になり、審議すらされません。国が動くので、地方は今、動くときではないということが、以前、体育館のエアコンの設置を求める請願などでありました。意見書は国に早期の対応を促すために存在する制度であり、地方自治では国と対等で、国が動かないからこそ市民のために地方が声を上げるといふ、そういう役割があると、私は考えております。

そのような阿南市にしていただければと願って、委員の皆様には、継続ではなく、他市からも、本市においても多くの方々が注目して見守っている状態でありますので、御判断いただく段階にきていると、私は考えております。お願いいたします。

橋本委員長 喜多委員。

喜多 委員 私、この請願、同意いたします。賛成であります。採択でお願いしたいと思います。

橋本委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

橋本委員長 継続審査という意見がございましたので、まず、本請願を継続審査とすることについて挙手採決をいたします。なお、あらかじめ申し上げます。挙手しない委員は反対と見なします。

本請願を継続審査とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 多数 )

橋本委員長 挙手多数であります。よって、請願第3号は継続審査とすることに。  
継続審査とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 多数 )

橋本委員長 挙手多数でありますので、よって、請願第3号は継続審査とすることに  
決しました。

---

質 疑 終 了 ・ 採 決  
挙 手 多 数 ・ 継 続 審 査

---

橋本委員長 以上で本委員会に付託されました議案の審査及び請願の審査が全て終了  
いたしましたので、本委員会を閉じることにいたします。  
閉会に当たりまして市長から御挨拶をいただきます。岩佐市長。

岩佐 市長 本日は総務委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございました。  
また、提案をさせていただきました案件につきましては、原案どおり御承認を賜り、厚く御礼を申し上げる次第でございます。御審議の中で  
いただきました御意見、また御提言につきましては今後の市政運営に生か  
してまいりたいと存じます。本日は誠に御世話になり、ありがとうございました。

橋本委員長 これをもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れ様でございま  
した。

---

閉 会 10 : 41

---